

議 会 運 営 委 員 会

令和 5 年 7 月 2 4 日 (月)

議会みらい創造特別委員会終了後

第 2 委員会室

議 題

- 1 議会運営委員会における検討事項について
- 2 尾張旭市議会議員の請負の状況の公表について
- 3 その他

配付資料一覧

【議題1 資料】

- 1 令和5年度 議会運営委員会 検討事項一覧

【議題2 資料】

- 2 尾張旭市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について（案）
- 3 ○○市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（例）

【議題3 資料】

- 4 令和5年12月定例会日程（案）
- 5 尾張旭市議会「議員力UP研修①」への出席について（依頼）

令和5年度 議会運営委員会 検討事項一覧

議会運営関係	
1	議会基本条例の検討
2	委員会のライブ中継・録画配信の検討
3	尾張旭市議会議員の請負の状況の公表について
4	女性の意見を聴く場の創出



委員会提案第 号

尾張旭市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

上記の議案を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び尾張旭市議会会議規則（平成15年議会規則第1号）第13条第3項の規定により提出する。

令和 年 月 日

尾張旭市議会議長 殿

提出者

議会運営委員長

提案理由

この案を提出するのは、尾張旭市議会議員の請負の状況の公表に関し必要な事項を定めるため必要があるからである。

尾張旭市議会議員の請負の状況の公表に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、尾張旭市議会議員（以下「議員」という。）が尾張旭市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における尾張旭市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

(報告の一覧の作成及び公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（同条第2項の規定による訂正があった場合にあつては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

(報告等の保存)

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和6年1月1日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

〇〇市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（例）

（目的）

第1条 この条例は、〇〇市議会議員（以下「議員」という。）が〇〇市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

（報告）

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における〇〇市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

（1） 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

（2） 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

(報告の一覧の作成及び公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（前条第2項の規定による訂正があった場合にあっては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

(報告等の保存及び閲覧等)

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して〇年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和〇年〇月〇日から施行し、令和〇年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

令和5年12月定例会日程(案)

		議会日程案	行事予定
11月13日	月	9:30 定例会打合せ(副市長 出席)	
11月14日	火		
11月15日	水		尾張地区Aブロック都市監査事務研究会
11月16日	木	請願・陳情受付締切(～正午)	全国市議会議長会地方財政委員会
11月17日	金	9:30 議会運営委員会(副市長 出席)	
11月18日	土		
11月19日	日		
11月20日	月	招集告示 9:30 全員協議会(副市長 出席)	
11月21日	火	質問受付(9:00～17:00)	
11月22日	水	質問受付(9:00～17:00) 議案質疑(～17:00)	
11月23日	木	<勤労感謝の日>	
11月24日	金		県民の日学校ホリデー
11月25日	土		
11月26日	日		
11月27日	月		
11月28日	火	9:30 議会運営委員会	
11月29日	水	9:30 本会議(初日)(市長、副市長 出席)	13:15 例月出納検査・定例監査
11月30日	木		
12月1日	金		市政功労者表彰式
12月2日	土		
12月3日	日		
12月4日	月		
12月5日	火	9:30 本会議(一般質問)(市長、副市長 出席)	
12月6日	水	9:30 本会議(一般質問)(市長、副市長 出席)	
12月7日	木	9:30 本会議(一般質問)(市長、副市長出席)、予算決算特別委員会(全体会)(副市長出席)	
12月8日	金		
12月9日	土		
12月10日	日		
12月11日	月		
12月12日	火	9:30 福祉文教委員会(副市長出席)、予算決算特別委員会福祉文教分科会(副市長出席)	
12月13日	水	9:30 都市環境委員会(副市長出席)、予算決算特別委員会都市環境分科会(副市長出席)	
12月14日	木	9:30 総務委員会(副市長出席)、予算決算特別委員会総務分科会(副市長出席)	
12月15日	金	9:30 各派代表者会(予定)	
12月16日	土		
12月17日	日		
12月18日	月	9:30 予算決算特別委員会(全体会)(副市長出席) (討論通告期限:～正午)	
12月19日	火	9:30 議会運営委員会	
12月20日	水	9:30 本会議(最終日)(市長、副市長 出席)	
12月21日	木		

議員各位

尾張旭市議会議長 丸 山 幸 子
(公印省略)

尾張旭市議会「議員力UP研修①」への出席について（依頼）
このことについて、尾張旭市議会基本条例第21条第1項及び第2項に基づき、全議員を対象に下記のとおり研修会を開催しますので、御出席ください。

記

1 研修内容

議会基本条例の検証と見直しについて

2 日時

令和5年8月8日（火）

午後1時30分から午後3時30分まで

3 場所

市役所北庁舎5階 第2理事者控室

4 出席者

全議員20名

5 その他

現在、各会派におかれましては、評価シートを用いて、議会基本条例の検討を行っていただいているところですが、検証作業を通じて講師への質問事項があれば、7月28日（金）までにメールで議会事務局まで御提出ください。

また、作成していただいている評価シートを事前に講師へ送付し、講評をいただくこともできますので、是非御提出ください。

担当 議会事務局 議事課 庶務係（水野、清水）
電話 0561-76-8186（直通）